

令和8年度座間市消防本署感染症対策事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和8年度座間市消防本署感染症対策事業を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

令和8年度座間市消防本署感染症対策事業

(2) 目的

座間市消防本署は、平成29年に竣工した施設であり、令和元年度に発生した新型コロナウイルスを契機として、進められた感染症対策に対応した施設整備がなされていない状況である。また、現在までは運用方法等による感染症対策を実施し、当施設では集団感染等の事例は発生していないが、昨今の救急業務増加等に伴う消防吏員の勤務体制変更によって救急業務従事者増加は感染症の発生を高める要因となり得る。救急業務は市民の生命に直結しうる業務であることから、従事者の感染症対策は喫緊の課題であり、運用方法による対策には限界が生じている。以上の状況から情勢の変化に対応すべく従事者の感染症対策を行うことを目的とする。

本事業は、早期に従事者の感染症対策を行う為に、民間事業者の経験や知見を最大限に活用し、公募型プロポーザル方式により最も効果的な手法の企画提案を求め、優れた提案者を本事業の受注者として選定する。

(3) 発注者

座間市（担当課：消防総務課）

(4) 業務内容

- ① 企画提案業務
- ② 提案内容実施業務及びその関連業務

(5) 対象施設

① 施設名

座間市消防本署

② 所在地

座間市相武台一丁目48番1号

(6) 想定事業スケジュール

スケジュール	内容
令和8年9月中旬	契約締結（予定）
令和8年9月下旬	企画書類完成
令和8年10月上旬～令和8年12月中	事業実施期間

旬	
令和8年12月28日まで	検査・引渡し

(7) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

(8) 提案上限額

47,245,000円（消費税、地方消費税を含む。）

※企画及び提案業務を含んだものとする。

(9) 契約保証

座間市契約規則による。

(10) 支払い

業務完了後、一括払いとする。

(11) 費用の負担

① 市の負担

本事業における契約金額は、(8)提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）とし、かつプロポーザルにおける提案価格を超えない金額とする。

ただし、受注者の責に帰すものでない事項に関しては、この限りではない。

② 受注者の負担

ア 企画段階に関係する費用を負担する。

イ 事業実施に関係する費用を負担する。

(12) 資料提供

本事業の参加者に対し、既設の図面等の閲覧を認めることとし、現地確認を認めるものとする。

なお、閲覧および現地確認については、事前に事務局に連絡し、指示を仰ぐこと。

(13) 事務局

座間市消防本部消防総務課

〒252-0021

神奈川県座間市相武台一丁目48番1号

TEL：046-252-2212（直通）

Mail：syoubous@city.zama.kanagawa.jp

3 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業とする。

(2) 参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受注者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった

場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ① 座間市入札参加者名簿に委託・工事・物品の営業種目で登録されている者であること。
- ② 本店所在地が座間市内にあり、市の入札契約に関する代理人を市外に設けていない登録業者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは、都道府県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 座間市暴力団排除条例に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に反していない者であること。

4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- (1) 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項の定めに適合しないとき。
- (2) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- (4) 見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

5 応募手続き等のスケジュール

予定日	内容
令和8年7月31日（金）	募集要項等の公表・配布
令和8年8月7日（金）午後5時まで	参加表明書・質問書の提出期限
令和8年8月12日（水）	上記質問への回答
令和8年8月13日（木）	参加資格要件確認結果通知
令和8年9月4日（金）午後5時まで	提案書等の提出期限

令和 8 年 9 月 1 0 日（水）	選定結果通知
令和 8 年 9 月中旬	契約締結予定日

(1) 募集要項等の公表・配布

- ① 公表・配布日 令和 8 年 7 月 3 1 日
- ② 公表等の方法 座間市ホームページにて公表

(2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日 午後 5 時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）
（持参の場合は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）
（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便で提出すること）
- ③ 提出書類 下記書類を A4 ファイルに取りまとめ、5 部提出（正 1 部、副 5 部）
 - ・参加表明書（様式 1）
 - ・誓約書（様式 2）

※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(3) 質問の受付と回答

- ① 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日 午後 5 時
- ② 提出方法 質問（任意様式）を事務局あて電子メールにて提出。
- ③ 回答 令和 8 年 8 月 1 2 日までに、座間市ホームページにて公表

(4) 参加資格要件の確認結果

令和 8 年 8 月 1 3 日までに、参加資格確認結果通知書を発送する。

(5) 提案書等の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 8 月 2 1 日 午後 5 時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）
（持参の場合は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）
（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便で提出すること）
- ③ 提出書類 下記書類を A4 ファイルに取りまとめ（A3 サイズの書類は折り込んで）、5 部提出（正本 1 部、副本 4 部）
 - ・提案書表紙（様式 3）
 - ・提案書（任意様式）
 - ・総括責任者実績書（任意様式）
 - ・事業工程表（任意様式）
 - ・見積書（様式 4）

6 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、令和 8 年度座間市消防本署感染症対策事業プロポーザル審査

委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書等について、別紙1に基づき、書面審査により審査を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉権者の決定後、各参加者に文書により通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者と契約内容等の諸条件を協議の上、締結する。契約の仕様書については、提案書等に基づき、市と優先交渉権者との協議により定める。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約変更

契約の変更は、原則行わない。ただし、市側のリスクに起因する事由又は受注者の責めに帰することができない事由による場合、契約を変更することがある。

8 その他

(1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めない。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではない。

(4) 市は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用し、又は写しを作成することができる。

(5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しないものとする。

ただし、市は、提出された提案書等について、座間市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

(6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。

(7) 本事業は、地方債対象事業であることから、地方債同意等基準及び地方債同意等基準運用要綱に準じた提案を行うこと。